

## 「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の一部改正について

### 1 改正の趣旨

浄化槽は、生活排水を処理することで、河川水質の改善や保全に重要な役割を担っています。そのため、浄化槽の保守点検を業とする者（以下、「浄化槽保守点検業者」という。）は県の登録を受けることとされており（県の登録制度）、その「登録に関し必要な事項」については、「山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（以下「県条例」という。）で規定しています。

令和元年6月、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部が改正され、浄化槽保守点検業者の登録に関して条例で定める事項として、「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が追加されました。このことを受けて、本県では県条例の改正を行うものです。

### 2 改正の内容

浄化槽法の改正を受けて、県の業者登録制度を以下のとおり改正する。

- ①浄化槽保守点検業者の「登録に関し必要な事項」として、浄化槽管理士に浄化槽の保守点検業務に関する研修を受講させることを追加する。
- ②浄化槽保守点検業者の「登録を拒否する事項」として、登録申請の際に、浄化槽管理士の研修の受講が確認できない場合を追加する。

### 3 施行日

- ①令和2年4月1日
- ②令和3年4月1日